

令和3年第1回定例会（6月議会）
福祉環境分科会・福祉環境委員会
提出資料

令和3年6月21日
生活環境部

補正予算関係

◎県民生活課

- ・交通安全強化事業について 1
- ・消費生活の安全・安心に関する事業について 3

◎環境管理課

- ・秋田県環境基本計画等普及啓発事業について 4

◎生活衛生課

- ・生活基盤施設耐震化等交付金事業について 5

◎自然保護課

- ・自然の中でワーケーション推進事業について 6
- ・指定管理に係る債務負担行為の設定について 8

議案関係

◎県民生活課

- ・秋田県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例案について 10

交通安全強化事業について

県民生活課

1 事業の目的

「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の制定を契機とし、自転車の安全で適正な利用について、県民や事業者の関心と理解を深めるとともに、自転車の点検・整備や自転車損害賠償責任保険等への加入などを促進するために普及啓発を行う。

2 事業の概要

(1) 県民向けチラシ・ポスターの作成・配布 637千円

県民向けのチラシ・ポスターを作成し、市町村や交通安全団体、自転車小売業者、保険会社等と連携した普及啓発を行う。

(2) 事業者向けチラシの作成・配布 239千円

事業者向けのチラシを作成し、商工団体等と連携した普及啓発を行う。

3 予算額

876千円 (⊖876千円)

自転車安全適正利用促進事業の普及啓発について

県民生活課

「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」において義務等について規定している「県民」、「事業者」に対して自転車の安全で適正な利用を促進するため、県民向けのチラシ・ポスターと事業者向けのチラシを作成し、普及啓発を行う。

県民（自転車利用者）

- 県民に対しては、県広報紙等の広報媒体を利用するとともに、交通安全運動時のネットワーク等を活用した普及啓発を行う。
- 特に、条例で掲げている次の3つの観点から、関係する活動を行う団体等と連携した効果的な普及啓発を行う。

交通事故の防止

交通安全運動等の機会を通じた啓発（自動車運転者に対する啓発を含む）

- 市町村
- 交通安全対策協議会（県警察、交通安全協会、指定自動車教習所協会等68団体）

自転車の点検・整備等

自転車の販売・整備等の機会を通じた自転車購入者等に対する啓発

- 自転車軽自動車商業協同組合
- 各自転車小売業者（ホームセンターを含む）

自転車損害賠償責任保険等への加入

営業活動を通じた顧客等に対する啓発

- 包括連携協定企業（主に保険会社）
- J A共済連

- また、県民のうち、次の主体に対しては、より直接的なアプローチにより普及啓発を行う。

保護者（主に未就学児）

- 交通安全母の会等の世帯訪問による啓発
- 児童会館等の来館者への啓発

小中高生

- 学校行事を通じた啓発

大学生等

- 大学等の掲示板での啓発
- SNS等を活用した啓発
- 大学生協を通じた啓発

高齢者

- 老人クラブ文化祭等のイベントでの啓発
- 交通安全母の会、民生委員等の世帯訪問による啓発

事業者

- 事業者に対しては、事業者との結びつきが強い商工団体等と連携した普及啓発を行う。

商工会議所・商工会

- 会報へのチラシ折込による啓発
- メールマガジン等による啓発

安全運転管理者協会

- 安全運転管理者講習を通じた啓発
- 各支部に対する協力依頼（支部会員へのチラシの配布等）

- 自転車小売業者、自転車貸付業者に対しては、組合等の関係団体の協力を得ながら直接的なアプローチを行う。

消費生活の安全・安心に関する事業について

県民生活課

1 事業の目的

令和3年7月に食品表示基準の「玄米及び精米に関する事項」が一部改正されることから「食品表示事例集」によって適正な表示の周知を図るほか、市町村が行う食品ロス削減などの消費者政策に関する取組に対して助成する。

2 事業の概要

(1) 消費生活安全・安心事業 545 千円

○ 食品表示事例集の作成・配布

- ・内 容 玄米・精米に係る表示の改正内容（※）のほか、産地直売所での取扱いが多い漬物等の加工食品や生鮮食品の表示事例を掲載した事例集を作成・配布する。

※ 農産物検査法による証明を受けていなくても、産地・品種・産年の根拠を示す資料（種子の購入記録及び生産記録等）を保管することで、これらの表示が可能となる。

- ・部 数 3, 6 0 0 部
- ・配布先 事業者：産地直売所（約150か所）
関係機関：秋田県食品衛生協会、秋田県物産振興会、県機関等

(2) 消費者行政強化事業 1,036 千円

○ 秋田市の食品ロス削減の取組に対する助成

- ・啓発イベント（調理実演等）開催、講座開催、パンフレット作成等

3 予算額

1, 5 8 1 千円（国 1, 5 8 1 千円）

秋田県環境基本計画等普及啓発事業について（新規）

環境管理課

1 事業の目的

県民、事業者、民間団体、行政など全ての主体の連携、協力及び積極的な参加による環境に配慮した行動を促進するため、「第3次秋田県環境基本計画」（計画期間：令和3年度～12年度）の基本方針や施策等について広く県民等に周知する。

2 事業の概要

（1）普及啓発の手法

- 環境基本計画に関するウェブサイトを開設し、当該計画や環境保全の具体的取組等に関するデジタルコンテンツを掲載する。

（2）主な掲載内容

- 秋田県環境基本計画の概要
- 県民、事業者等向けの環境配慮行動指針
- 環境配慮行動に関連したSDGsの説明と具体的な取組例
- 環境学習に活用できる環境関連データ
- 秋田県の自然環境や環境関連の画像 等

3 予算額

2,786千円（㊦2,786千円）

生活基盤施設耐震化等交付金事業について

生活衛生課

1 事業の目的

市町村が実施する水道施設の耐震化等に要する経費に助成し、水道水の安全性や安定供給を確保する。

2 事業の概要

○ 市町村が実施する事業への追加交付 13,333千円

・水道管路耐震化等推進事業 1事業（秋田市）

※ 秋田市が実施する配水管布設替工事の延長増による追加交付
（工事延長：560m→730m、交付額：105,700千円→119,033千円）

3 予算額

13,333千円（国13,333千円）

自然の中でワーケーション推進事業について

自然保護課

1 事業の目的

新型コロナウイルスの感染リスクが低い自然公園や自然ふれあい施設において、快適なワーケーション環境等を整備するほか、本県の自然の魅力を広く情報発信することにより、本県への誘客や交流人口の拡大につなげる。

2 事業の概要

(1) 自然ふれあい環境整備事業

86,845千円

① 秋田県営玉川温泉ビジターセンター〔仙北市〕

- ・Wi-Fi環境の整備
- ・展示内容の更新
- ・感染リスクの低い音声ガイダンスシステムの導入 等

② 秋田県営鉾立ビジターセンター〔にかほ市〕

- ・展示内容の更新
- ・感染リスクの低い音声ガイダンスシステムの導入 等

③ 秋田県奥森吉青少年野外活動基地〔北秋田市〕

- ・給湯ボイラーの改修
- ・水道設備の濾過器膜モジュールの交換 等

④ 秋田県環境と文化のむら〔五城目町〕

- ・「愛鳥山荘」の展示スペースとワークスペースの仕切りの設置
- ・「自然ふれあいセンター」の空調設備の整備
- ・「文化の館」の空調設備の整備 等

(2) 自然ふれあい施設等情報発信

756千円

自然公園や自然ふれあい施設に設置されている18のキャンプ場情報を紹介するガイドブックとポスターを増刷し、関係各所に配布する。

3 予算額

87,601千円 (国87,601千円)

自然の中でワーケーション推進事業 施設位置図

秋田県営素波里ふるさと自然公園センター・素波里園地
(藤里町粕毛字南鹿瀬内) R2年9月補正予算にて実施済



④ ☆R3年6月補正予算にて継続実施
秋田県環境と文化のむら
(五城目町) R2年9月補正予算にて一部実施済



② ☆R3年6月補正予算にて実施
秋田県営鉾立ビジターセンター
(にかほ市象潟町小滝字鉾立)



祓川園地
(由利本荘市矢島町大字城内字木境) R2年9月補正予算にて実施済



① ☆R3年6月補正予算にて実施
秋田県営玉川温泉ビジターセンター
(仙北市田沢湖玉川字渋黒沢)



③ ☆R3年6月補正予算にて継続実施
秋田県奥森吉青少年野外活動基地
(北秋田市森吉字森吉山麓高原)
R2年9月補正予算にて一部実施済



秋田県営秋田駒ヶ岳情報センター
(仙北市田沢湖生保内駒ヶ岳)
R2年9月補正予算にて実施済



法体の滝園地
(由利本荘市鳥海町百宅) R2年9月補正予算にて実施済



指定管理に係る債務負担行為の設定について

自然保護課

令和３年度をもって指定管理期間が満了となる施設について、翌年度以降の指定管理者を選定するに当たり、債務負担行為の限度額を設定する。

1 対象施設

○ 秋田県営秋田駒ヶ岳情報センター

1	設置場所	仙北市田沢湖生保内字駒ヶ岳			
2	設置年度	平成１８年度			
3	設置目的	自然公園の利用の増進を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与する。			
4	施設概要	・構造：木造　平屋建　延床面積 351.12 ㎡ ・展示ホール、レクチャールーム、トイレ ・駐車場　収容台数 200 台 ※　施設全体の名称は、「アルパこまくさ」であり、秋田県営秋田駒ヶ岳情報センター、国土交通省秋田駒ヶ岳火山防災ステーション、仙北市自然ふれあい温泉館の３施設（合計面積 1,299 ㎡）で構成されている。			
5	利用時間等	開館期間：通年 開館時間：午前９時～午後７時（一部、午後５時） 休　館　日：　５月～１０月　無休 １１月～　４月　毎週木曜日 			

2 指定管理の期間

令和4年度～8年度（5年間）

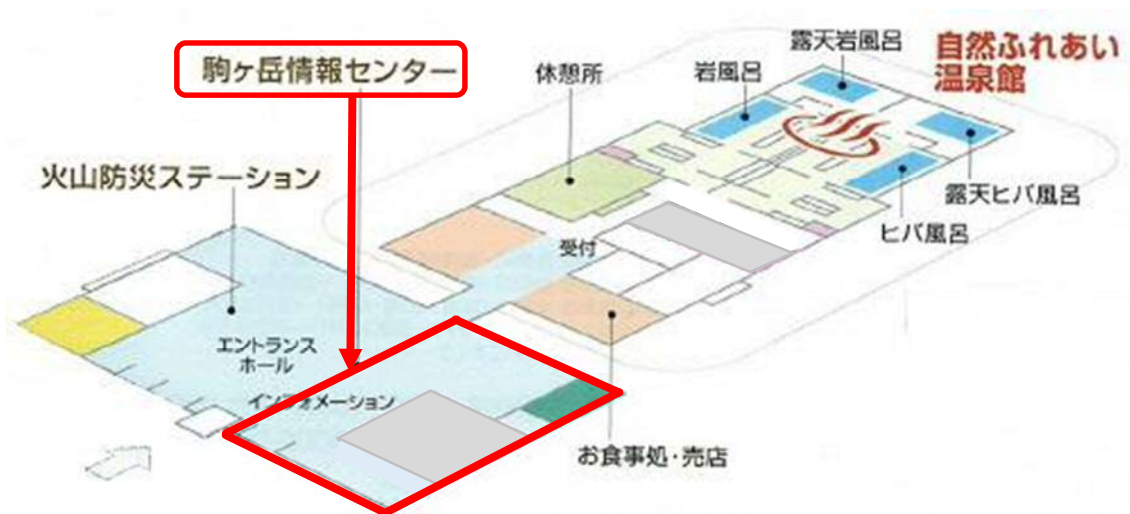
3 指定管理者の指定に係るスケジュール（予定）

区 分	令和 3 年度										令和 4 年度
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月～
債務負担行為の設定	※										
指定管理者の公募											
指定管理者選定委員会											
候補者の選定											
指定管理者の指定							※				
令和 4 年度 当初予算										※	
協定締結											
指定管理の実施											

※ 議案審査

（参考）

アルパこまくさ配置図



秋田県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例案について

県民生活課

1 制定理由

自転車の安全で適正な利用の促進について、基本理念を定め、県、県民、事業者及び交通安全団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定める。

2 内容

(1) 定義（第2条関係）

この条例において用いる「自転車」、「交通安全団体」及び「自転車損害賠償責任保険等」の用語の意義を定めることとする。

(2) 基本理念（第3条関係）

自転車の安全で適正な利用の促進に関する基本理念を定めることとする。

(3) 県の責務（第4条関係）

県は、基本理念にのっとり、自転車の安全で適正な利用の促進に関する総合的な施策を策定し、及び実施することとする。

(4) 県民の責務（第5条関係）

- ① 県民は、基本理念にのっとり、自転車の安全で適正な利用についての理解を深めるとともに、自転車の安全で適正な利用に係る取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならないこととする。
- ② 県民は、基本理念にのっとり、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならないこととする。
- ③ 自転車利用者は、基本理念にのっとり、車両の運転者としての責任の自覚の下に、道路の交通に関する法令及び交通事故の防止に関する知識を習得するとともに、自転車の安全で適正な利用のために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととする。

(5) 事業者の責務（第6条関係）

- ① 事業者は、基本理念にのっとり、自転車の安全で適正な利用についての理解を深めるとともに、その事業活動における自転車の安全で適正な利用に係る取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならないこととする。

② 事業者は、基本理念にのっとり、自転車を利用して通勤し、又はその事業活動において自転車を利用する従業者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する啓発及び指導を行うよう努めなければならないこととする。

③ 事業者は、基本理念にのっとり、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならないこととする。

(6) 交通安全団体の責務（第7条関係）

交通安全団体は、基本理念にのっとり、道路の交通に関する法令の遵守に関する啓発その他の自転車の安全で適正な利用に係る取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるとともに、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならないこととする。

(7) 啓発活動（第8条関係）

県は、自転車の安全で適正な利用についての県民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、これらの者による自転車の点検及び整備並びに自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、4月15日を自転車安全確認の日とするほか、必要な広報その他の啓発活動を行うこととする。

(8) 教育の充実（第9条関係）

県は、自転車の安全で適正な利用に関し、学校教育その他の教育を通じて、県民の理解を深めるよう適切な措置を講ずることとし、学校教育その他の教育を行う者は、これに協力するよう努めなければならないこととする。

(9) 自転車に係る道路交通環境の整備（第10条関係）

県は、国、市町村及び交通安全団体と連携し、歩行者、自転車及び自動車等の安全な通行を確保するため、自転車に係る道路交通環境の整備を図ることとする。

(10) 交通事故の防止のための措置等（第11条関係）

① 自転車利用者、事業活動において従業者に自転車を利用させる事業者及び自転車貸付業者は、その利用し、又は貸付けの用に供する自転車の側面への反射器材の備付けその他の交通事故の防止のための措置を講ずるよう努めなければならないこととする。

② 自転車利用者は、路面の積雪、凍結その他の状態を考慮した上で、自転車を安全で適正に利用し、又はその利用を取りやめるよう努めなければならないこととする。

③ 保護者は、その監護する未成年者に対し、乗車用ヘルメットの着用についての助言その他の自転車の安全で適正な利用に関し必要な措置を講ずるよう

努めなければならないこととする。

- ④ 高齢者の家族は、当該高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用についての助言その他の自転車の安全で適正な利用に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととする。

(11) 自転車の点検及び整備等（第12条関係）

- ① 自転車利用者、事業活動において従業者に自転車を利用させる事業者及び自転車貸付業者は、その利用し、又は貸付けの用に供する自転車について、定期的な点検及び整備を行うよう努めなければならないこととする。
- ② 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、定期的な点検及び整備を行うよう努めなければならないこととする。
- ③ 自転車小売業者は、自転車を購入し、又は整備しようとする者に対し、当該自転車の点検及び整備の方法その他の自転車の安全で適正な利用に関し必要な情報を提供するよう努めなければならないこととする。

(12) 自転車損害賠償責任保険等への加入（第13条関係）

- ① 自転車利用者（未成年者を除く。）は、別に加加入の措置が講じられている場合を除き、自転車損害賠償責任保険等に加加入しなければならないこととする。
- ② 保護者は、別に加加入の措置が講じられている場合を除き、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加加入しなければならないこととする。
- ③ 事業者は、その事業活動において従業者に自転車を利用させるときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加加入しなければならないこととする。
- ④ 自転車貸付業者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加加入しなければならないこととする。

(13) 自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等（第14条関係）

- ① 自転車小売業者は、自転車を購入し、又は整備しようとする者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならないこととする。
- ② 自転車小売業者は、①による確認により自転車を購入し、又は整備しようとする者が自転車損害賠償責任保険等に加加入していると認められないときは、その者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならないこととする。
- ③ 自転車貸付業者は、自転車を借り受けた者に対し、当該自転車の利用に係

る自転車損害賠償責任保険等の内容に関する情報を提供するように努めなければならないこととする。

(14) 自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供等（第15条関係）

県は、交通安全団体、市町村、自転車損害賠償責任保険等に係る保険者及び関係団体と連携し、県民及び事業者による自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、これらの者に対する自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずることとする。

3 施行期日

この条例は、令和3年8月1日から施行することとする。ただし、2（12）及び（13）は、令和4年4月1日から施行することとする。

秋田県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例案の概要について

県民生活課

1	目的	自転車の安全で適正な利用を促進し、県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与する。
2	基本理念	○ 歩行者、自転車利用者及び自動車等の運転者が、道路の交通に関する法令についての理解を深める。 ○ 県、県民、事業者、交通安全団体及び市町村が連携・協力して、自転車の利用に係る交通事故（以下「交通事故」という。）の防止を図る。
3	各主体の責務	県の責務 ○ 自転車の安全で適正な利用の促進に関する総合的な施策を策定・実施する。 県民の責務 ○ 自転車の安全で適正な利用についての理解を深めるとともに、自転車の安全で適正な利用に係る取組を自主的かつ積極的に行うように努める。 ○ 国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するように努める。 ○ 自転車利用者は、道路交通法に規定する車両の運転者としての責任の自覚の下に、道路の交通に関する法令及び交通事故の防止に関する知識を習得するとともに、自転車の安全で適正な利用のために必要な措置を講ずるように努める。 事業者の責務 ○ 自転車の安全で適正な利用についての理解を深めるとともに、事業活動における自転車の安全で適正な利用に係る取組を自主的かつ積極的に行うように努める。 ○ 従業者に自転車の安全で適正な利用に関する啓発及び指導を行うように努める。 ○ 国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するように努める。 交通安全団体の責務 ○ 道路の交通に関する法令の遵守に関する啓発その他の自転車の安全で適正な利用に係る取組を自主的かつ積極的に行うように努めるとともに、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するように努める。
4	啓発活動	○ 県は、自転車の安全で適正な利用についての県民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、自転車の点検及び整備並びに自転車損害賠償責任保険等（以下「保険等」という。）への加入を促進するため、自転車安全確認の日を設けるほか、必要な広報啓発活動を行う。 ○ 自転車安全確認の日は4月15日とする。
5	教育の充実	○ 県は、自転車の安全で適正な利用に関し、学校教育その他の教育を通じて、県民の理解を深めるように適切な措置を講ずる。 ○ 学校教育その他の教育を行う者は、県が講ずる措置に協力するように努める。
6	道路交通環境の整備	○ 県は、国、市町村及び交通安全団体と連携し、歩行者、自転車及び自動車等の安全な通行を確保するため、自転車に係る道路交通環境の整備を図る。
7	交通事故の防止のための措置等	○ 自転車利用者、事業活動において従業者に自転車を利用させる事業者及び自転車貸付業者は、自転車側面への反射器材の備付け等、交通事故の防止のための措置を講ずるように努める。 ○ 自転車利用者は、路面の積雪、凍結その他の状態を考慮した上で、自転車を安全で適正に利用し、又はその利用を取りやめるように努める。 ○ 保護者は、監護する未成年者に対し、乗車用ヘルメットの着用についての助言その他の自転車の安全で適正な利用に関し必要な措置を講ずるように努める。 ○ 高齢者の家族は、当該高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用についての助言その他の自転車の安全で適正な利用に関し必要な措置を講ずるように努める。
8	自転車の点検及び整備等	○ 自転車利用者、事業活動において従業者に自転車を利用させる事業者、自転車貸付業者及び自転車を利用する未成年者を監護する保護者は、自転車の定期的な点検及び整備を行うように努める。 ○ 自転車小売業者は、自転車を購入又は整備しようとする者に対し、当該自転車の点検及び整備の方法その他の自転車の安全で適正な利用に関し必要な情報を提供するように努める。
9	保険等への加入等	○ 自転車利用者、事業活動において従業者に自転車を利用させる事業者、自転車貸付業者及び自転車を利用する未成年者を監護する保護者は、保険等に参加しなければならない。 ○ 自転車小売業者は、自転車を購入又は整備しようとする者に対し、保険等への加入の有無を確認するとともに、加入していることが確認できないときは、加入に関する情報を提供するように努める。 ○ 自転車貸付業者は、借受者に保険等の内容に関する情報を提供するように努める。 ○ 県は、保険等への加入を促進するため、保険等に関する情報提供その他の必要な措置を講ずる。
今後のスケジュール		
令和3年8月1日	条例の施行（保険加入に係る規定を除く）	
令和4年4月1日	条例の施行（保険加入に係る規定）	

秋田県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例案【主体別】

県民生活課

自転車の安全で適正な利用を促進するため、県、県民、自転車利用者、事業者等の各主体に以下の責務・義務等を規定。

県	○ 総合的な施策の策定・実施 ○ 自転車の安全で適正な利用についての県民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、自転車の点検・整備、自転車損害賠償責任保険等（以下「保険等」という。）への加入を促進するための「自転車安全確認の日」の設定 ○ 必要な広報啓発活動の実施 ○ 学校教育その他の教育を通じて、県民の理解を深めるための適切な措置の実施 ○ 関係機関と連携した歩行者、自転車及び自動車等の安全な通行の確保のための自転車に係る道路交通環境の整備 ○ 保険等への加入を促進するための情報提供等の実施		
	県民	交通安全団体	学校教育その他の教育を行う者
	○ 自転車の安全で適正な利用についての理解を深める ○ 自転車の安全で適正な利用に係る取組の自主的かつ積極的な実施 ○ 国、県及び市町村が実施する施策への協力	○ 道路交通に関する法令の遵守に関する啓発の実施 ○ 自転車の安全で適正な利用に係る取組の自主的かつ積極的な実施 ○ 国、県及び市町村が実施する施策への協力	○ 県が学校教育その他の教育を通じて実施する措置への協力
	自転車利用者	事業者	
○ 利用する自転車の保険等への加入（義務） ○ 道路交通に関する法令及び交通事故防止に関する知識の習得 ○ 自転車の安全で適正な利用のために必要な措置の実施 ○ 自転車の側面への反射器材の備付け等交通事故防止措置の実施 ○ 路面の積雪、凍結等の状態を考慮した自転車の利用 ○ 自転車の定期的な点検・整備	○ 従業者が事業活動で利用する自転車の保険等への加入（義務） ○ 自転車の安全で適正な利用についての理解を深める ○ 事業活動における自転車の安全で適正な利用に係る取組の自主的かつ積極的な実施 ○ 事業活動又は通勤において自転車を利用する従業者に対する啓発・指導 ○ 国、県及び市町村が実施する施策への協力 ○ 事業活動で利用する自転車の側面への反射器材の備付け等交通事故防止措置の実施 ○ 事業活動で利用する自転車の定期的な点検・整備		
保護者	自転車貸付業者	自転車小売業者	
○ 監護する未成年者が利用する自転車の保険等への加入（義務） ○ 未成年者に対する乗車用ヘルメットの着用についての助言その他の自転車の安全で適正な利用に関し必要な措置の実施 ○ 未成年者が利用する自転車の定期的な点検・整備	○ 貸付用自転車の保険等への加入（義務） ○ 貸付用自転車の側面への反射器材の備付け等交通事故防止措置の実施 ○ 貸付用自転車の定期的な点検・整備 ○ 自転車借受者に対する保険等の内容に関する情報提供	○ 自転車購入者等に対する点検・整備方法等の情報提供 ○ 自転車購入者等に対する保険等への加入状況の確認及び未加入者に対する情報の提供	
高齢者の家族			
○ 高齢者に対する乗車用ヘルメットの着用についての助言その他の自転車の安全で適正な利用に関し必要な措置の実施			